



小学校特別支援学級における
自閉症の児童の指導の工夫

平成23年3月

東京都教育委員会

本書の構成

本書は、新しく特別支援学級の担任になった先生方にも、経験のある先生方にとっても、自閉症の児童に配慮した特別支援学級の指導計画が立てられることをねらって、参考になる事例を多く挙げて編集しました。

第1部には理論編として、自閉症の児童の障害特性の理解について、第2部には実践編として、自閉症の児童の障害特性に配慮した指導の実際を掲載しました。

第1部から読んでも、第2部から読んでもかまいません。自分の興味のあるところから読み進めてください。

今行っている、あるいはこれから行う、特別支援学級での指導の充実のヒントになれば幸いです。

第1部のポイント

- ◇ 自閉症の障害特性を知る。
- ◇ 自閉症の障害特性に応じた日常生活の指導について知る。
- ◇ 自閉症の障害特性に応じた個別指導計画について知る。
- ◇ 自閉症の児童に配慮した学級経営について知る。

第2部のポイント

- ◇ 自閉症の障害特性に応じた日常生活の指導の実際を知る。
 - ◇ 自閉症の障害特性に応じた教科学習の指導の実際を知る。
 - ◇ 自閉症の障害特性に応じた特別活動等の実際を知る。
 - ◇ 保護者への支援や中学校への進学に向けての指導の考え方を知る。
- ◎ 指導の実際の場面では、写真やイラストで具体的に例を挙げて紹介しています。

目 次

本書の構成

第 1 部 理論編	1
第 1 章 自閉症教育充実の必要性	2
1 自閉症教育の推進	
2 特別支援学級における自閉症教育	
第 2 章 自閉症の障害特性に配慮した指導	3
1 自閉症の障害特性について	
第 3 章 自閉症の障害特性に配慮した個別指導計画	7
1 自閉症の障害特性や発達段階に応じた実態把握	
2 全体像の把握と指導方針、長期目標と短期目標の決定例	
3 個別指導計画の作成例	
第 4 章 自閉症に配慮した学級経営	10
1 教室環境における基本的な考え方	
2 校内組織上の役割	
3 学校及び学級における教職員間の連携	
4 保護者との連携	
5 学校間及び関係諸機関との連携	
第 2 部 実践編	13
第 5 章 自閉症の障害特性に応じた日常生活指導	14
1 基本的な生活習慣の形成のための指導	
2 朝の会・帰りの会の活動の指導	
3 休み時間の過ごし方	
4 清掃活動や係活動	

第6章	自閉症の障害特性に応じた教科指導	20
1	教科指導に共通した配慮事項	
2	国語	
3	算数	
4	体育	
5	音楽	
第7章	自閉症の障害特性に応じた校外学習等	38
1	教師の準備	
2	事前学習	
3	当日の参加	
第8章	自閉症の障害特性に応じた特別活動	40
1	体育的行事（運動会）	
2	文化的行事（学習発表会・学芸会）	
3	儀式的行事（入学式、卒業式）	
第9章	自閉症の特性に配慮した交流及び共同学習	44
1	自閉症の児童にとっての交流及び共同学習のねらい	
2	一貫性・継続性のある交流及び共同学習	
3	充実した交流及び共同学習にするためのポイント	
4	通常の学級の担任と特別支援学級の担任の役割	
第10章	自閉症の障害特性に配慮した保護者支援	49
1	保護者と共に育てる	
2	保護者と共有したい情報	
3	保護者と情報を共有するための手段	
第11章	中学校への進学に向けて	51
1	自立について	
2	中学校時代に直面する課題について	
3	コミュニケーションについて	
4	余暇活動の充実	
5	将来を見据える視点を持って	

第1部

理論編

- 第1章 自閉症教育充実の必要性
- 第2章 自閉症の障害特性に配慮した指導
- 第3章 自閉症の特性に配慮した個別指導計画
- 第4章 自閉症に配慮した学級経営

第1章

自閉症教育充実の必要性

1 自閉症教育の推進

自閉症教育の推進は、文部省（現文部科学省）が設置した「21世紀の特殊教育の在り方に関する調査研究協力者会議」において改編され平成13年1月に公表された最終報告の中で、「知的障害を伴う自閉症のある児童・生徒については、知的障害教育の指導内容や方法だけでは適切な指導がなされない場合があり、それらの児童生徒等に対して、この二つの障害の違いを考慮しつつ、障害の特性に応じた対応について今後も研究が必要である」と明記されたときから始まったと言えます。そして、それ以来、自閉症の障害特性に応じた教育について、多くの研究・開発が行われてきました。

東京都においても、平成17年度から都立知的障害養護学校（現特別支援学校）における自閉症の教育課程の研究・開発について、精力的に取り組んできました。そして、平成22年度には小学部・中学部を設置する全ての知的障害特別支援学校において、自閉症の児童・生徒による学級を編成し、「社会性の学習」に代表される自閉症の教育課程を導入し、自閉症教育を推進してきました。

このような研究・開発から、自閉症と知的障害は、特性の異なる障害であるため、同じ指導内容や指導方法ではなく、それぞれの特性に配慮することにより指導効果を上げることができ、一層明確になってきました。

2 特別支援学級における自閉症教育

東京都には、知的障害の特別支援学級と自閉症・情緒障害の特別支援学級等が設置されていますが、自閉症・情緒障害学級の数は少なく、ほとんどが知的障害の特別支援学級です。このため、特別支援学級の対象となるほとんどの自閉症の児童・生徒は、知的障害の特別支援学級で学習を進めています。

前項のように、自閉症の児童・生徒は、従来の知的障害教育の指導内容や指導方法では、必ずしも多くの指導効果は上げることができないことが分かってきました。このことは、特別支援学級でも同じことです。このため、知的障害が軽い児童・生徒が在籍している特別支援学級においても、自閉症の障害特性に応じた教育を実施していくことで、自閉症の児童・生徒は持てる力を最大限伸ばすことができると言えます。

こうしたことから、自閉症の児童・生徒が多く在籍している知的障害特別支援学級においても、知的障害と自閉症の障害特性の違いを考慮しながら、それぞれの障害特性に応じた教育課程と、自閉症の特性に対応した教育内容・指導方法の工夫が是非とも必要になります。

第2章

自閉症の障害特性に配慮した指導

1 自閉症の障害特性について

自閉症の児童は、自閉症の障害特性のため、学習上及び生活上多くの困難を抱えながら学校生活や家庭生活、地域生活を送っています。したがって、個別指導計画を作成したり、授業や指導を行ったりする際には、次のような障害特性について十分な配慮をしていくことが必要です。後述する例のように、必要に応じて、障害特性に応じた配慮事項の項目を加えた書式を活用して、個別指導計画を作成することも有効です。(参照 第3章 自閉症の障害特性に応じた個別指導計画)

(1) 何をすればよいかかわからず、混乱してしまうことや活動の見通しが持ちにくいことへの配慮

自閉症の児童は、「もう少し」とか「適当な量」のような曖昧な表現や時間などの目にもみえない概念を理解したり、人の気持ちを理解したりすることが苦手です。また、教師の授業中の話し言葉による指示に注目したり、理解したりすることが難しい場合もあります。こうした特長があるため、授業で、「次は何を行う」、「いつまで続く」、「終わったら次に何が始まる」など、今までの授業の流れや雰囲気等から、予想を付けることができず、見通しが持てず不安になってしまう児童も多くいます。

自閉症の児童には、具体物や絵、図、写真、動作等の視覚的手掛かりを活用して、指示や授業の流れを理解しやすくします。

例えば、次のような配慮が考えられます。

- ① 今日の授業の活動を箇条書きで示す。また、箇条書きした活動で終了した活動、今取り組んでいる活動にはマークを付け、今何をやっているか、終わったら何をするかを示す。
- ② 授業の流れをいつも同じにして、パターン化する。
- ③ 板書計画では、いつも同じ場所に同じ項目を書いて分かりやすくする。
- ④ 残り時間がどのくらいかを量で表す時計を活用して、不安をなくす。

【板書計画の例①】国語科の場合



また、次のように活動の見通しを持ちやすくする工夫もあります。

学習活動の前には、活動の内容について具体的に示し、見通しを持って取り組むことができるように支援します。図画工作や家庭科等の学習では、作業工程を示したり、最終的に完成させる作品を実物や写真で示したりしましょう。

また、プリント学習などでは、児童が「何を、どうすればいいか」分かりやすいようなプリントのレイアウトにしたり、発表などでは、話し方の順番を書いたメモを示したりすることも有効です。

また、自閉症の児童にとっては、教師や他の児童の行動が、分かりやすく安心感が持てるモデルとなります。授業で発表等を行う場合には、まず、教師や他の児童が、モデルを示し、次に自閉症の児童に発表させるなどの工夫も有効です。

さらに、見通しを持つことが苦手な自閉症の児童にとって、予定が急に変更になることは予測が立たなくなりとても不安になります。このため、カレンダーを使って学級の行事を示したり、週の予定を教室の前に掲示したりして、予定についても目に見える形で、視覚的な手掛かりを示しておくことが重要です。それでも、その予定が変更になる場合には、事前に予告をして、カレンダーに書いてある予定を教師と一緒に直すなど、丁寧に説明をしておくことが大切です。

	むしぱん
1 	さとうをいれる
2 	たまごをいれる
3 	こなをいれる
4 	かきまぜる

(2) 刺激への注目や情報処理の難しさへの配慮

自閉症の障害特性として、多くの刺激の中から（例えば、授業中の教師の指示や黒板の板書や廊下等の音など）から、注目しなければならない刺激に注目することが難しく、また、幾つかの刺激を同時に扱ったり、情報処理したりすることが難しいことがあります（一度に多くの刺激を処理できないことから、シングルフォーカスと言われています）。



背景の色と文字の色が似ているので注目ににくい例。

このため、指示や課題を出すときは、「一度に一つ」の指示や課題を提示するように心がけます。また、たくさんの情報の中から必要な情報を取り出すことが難しい場合には、周囲の情報を見えないように隠したり、本人が嫌悪感をいだくような音を遮断したりするような配慮が必要です。

(3) 感覚過敏等への配慮

自閉症の児童の顕著な特性として、視覚、聴覚、触覚、味覚、嗅覚などの感覚が、過敏であったり反対に鈍感であったりすることがあります。この感覚過敏等の問題が、恐怖や偏食の原因になっている可能性もあります。学校では、気温や湿度の状態により学習に集中できないことがある、特定の音やにおいにおい固執する、警戒心が強く取り組める課題の種類が広がらないなどの状態を示すことがあります。

聴覚過敏の児童には、運動会の放送等の音量を調節し、時には、ノイズキャンセラー（騒

音遮断)になるヘッドホンを付けると有効な場合があります。また、苦手な音がするとイライラしたりパニックになる場合は、避難訓練などの事前に分かるものは、事前に伝えて、対応の準備をしたり、嫌な音がする場所を通らないようにしたりするなどの配慮があります。

触覚過敏や味覚過敏の場合は、給食の偏食が見られることがありますが、無理に強制して食べさせることは、かえって不安やストレスを高めてしまうことがあります。保護者とも十分に相談して、無理なく食べることができるものを中心に指導をすすめると良いと考えられます。



触覚過敏のために夏の高温やジメジメした湿気が苦手な児童もいます。他の児童との関係にも配慮しながら、時間を決めてクーラーを使ったり、保冷剤、ぬれタオル等を利用したりして対応します。衣服等の材質にも配慮が必要な場合もあります。

(4) こだわり等への対応

自閉症の児童の場合、特定の人や場所、持ち物、手順等について強いこだわりを持ってしまふことがあります。これは、強い不安感からこだわりを持っている場合もありますので、児童との信頼関係を作りながら、計画的に慎重に対応していきます。

こだわりによって、日常生活に支障が出ることもありますが、丁寧なコミュニケーションを図りながら、選択肢を示したり、代替手段を示したりして、生活の支障がないように環境設定をしていくことが大切です。決して強制的に変えようとせずに、少しずつ、こだわりが弱くなっていく支援をしていきます。

(5) 学習したことを他の場面で生かすことが難しいことへの配慮

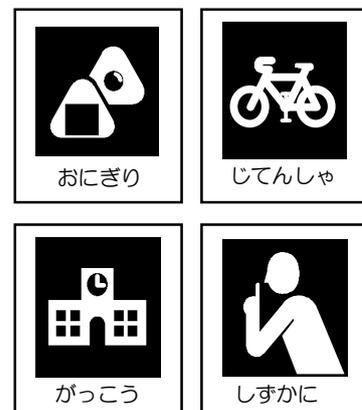
自閉症の児童の場合、ある場面で学習したことが、他の場面で同じようにできないことや少し状況が違うだけでできないこと（般化の困難）があります。

このため、自閉症の児童が社会的な自立を目指すとき、一つの単元で勉強したことや今できることを他の教科等においてもできるようにしていくことは、大変重要な課題となります。同じ課題でも、教材を一部変えたり、担当教師を変えたり、学校でできたことを家庭でもできるようにしたりして、人や物、場所を変えても同じようにできることが大切です。

(6) コミュニケーション手段の開発

自閉症の児童は、人とコミュニケーションすることが苦手ですが、自閉症の障害特性のもっとも顕著なものがコミュニケーションの障害です。音声言語を理解することが苦手なため、話し言葉だけで人とコミュニケーションを成立させることが難しい姿が見られます。このため、コミュニケーション指導は、話し言葉のような音声言語だけに頼らず、サインや絵カードのような視覚支援を活用して指導することが大変重要です。

視覚支援には、サインや絵カード、写真、文字カード等様々



ありますが、児童の認知特性等の実に応じたコミュニケーション手段として、どの視覚支援が有効か考えていきます。

例えば、絵カードなら、絵カードを使って、指示を聞いたり、また自分の欲しい物ややりたいことを伝えたりするコミュニケーションを学習していきます。そして、そのやりとりの中で、教師との信頼関係を構築しながら、コミュニケーションの成功体験を積み重ねたり、やりとりの楽しさを味わったりすることによって、コミュニケーションすること自体を学習することが大切です。

また、家庭との連携も大切なポイントです。保護者にも協力してもらい、家庭でも同じ手段でコミュニケーションをとってもらおうようにして、定着を図るようにします。

(7) 教師との一対一の信頼関係

人間関係を形成することが苦手な自閉症の児童にとっては、友達や教師と好ましい人間関係を構築し、集団生活に適応していくことは大変難しい課題です。

その際に、まず担任教師と一対一の信頼関係を築いていくことは、安心感を持ちながら学習活動や遊びに参加することができ、精神的な面で大きな支えとなるはずです。

また、何か困ったことがあった時に、教師に支援を依頼して問題を解決したり、教師を通して周囲の友達との関係を作ったりすることができたとき、教師に対する信頼感はますます高まることでしょう。さらに、人と触れ合う楽しさや学級への所属感等も教師との信頼関係を通して学んでいくことと思います。



1 自閉症の障害特性や発達段階に応じた実態把握

(1) 実態把握の観点

自閉症の児童の個別指導計画を作成するに当たっては、一般的な実態把握に加えて自閉症の障害特性を配慮した実態把握が必要です。次に自閉症の障害特性に応じた実態把握の観点を整理しました。

観 点	○ 具 体 的 な 内 容 の 例	観点の例
認知の特性	○一度に多くのことを指示すると混乱する。 ○WISC-Ⅲでは、動作性優位の結果が出ている。	○視覚優位 ○聴覚優位 ○言語性優位 ○動作性優位
コミュニケーションの方法	○理解：日常生活のことなら、話し言葉を理解できる。 ○表出：絵カードを使うことで、自分の欲しい物、やりたいこと他者に伝えることができる。	○理解できるもの（サイン・文字。言葉など） ○表出できるもの
感覚の特性	○大きな音が苦手である。 ○手が汚れることを極端に嫌がる。 ○偏食が強い（白いご飯は食べられない）。	○聴覚過敏 ○触覚過敏 ○味覚過敏
興味・関心、得意な分野	○電車関係（駅・車両等）に強い関心を持つ。	○特定の分野に関する知識（*鉄道、暦、キャラクター） ○こだわり
問題行動等	○大集団での指導が続くとイライラする。イライラすると時には自傷行動をすることがある。 ○静かな部屋でクールダウンする必要がある。	○事前の様子・対応 ○直後の様子・対応 ○事後の様子・対応
その他（社会性等）	○人と目が合わせられない。 ○集団行動がとれない。 ○予定の変更があると混乱する。	

(2) 実態把握の方法

ア 行動観察

自閉症の児童がどんな状況のときに進んで課題に取り組むのか、指導や支援の手掛かりとなるものを観察によって把握します。また、どんな状況のときにパニックを起こすのか、原因や背景となるものも把握しておきます。

観察するときの観点としては、人、時間、場所、課題、教材、指示の出し方、友達との関係、教室環境等が挙げられます。また、1日の時間割に沿って観点を一覧表にしてチェックしてみると、行動の傾向や興味・関心、指導・支援の手掛かりを把握したりすることができます。

イ 職員間の情報交換（学級担任、学年担任、交流先担任、介助員、引継ぎ資料など）

児童に関わるチームの職員が、定期的に情報交換を行い、情報を共有化することによって、行動の傾向や支援の手掛かり等を把握することができます。さらに、担任だけでは収集でき

ない情報を得たり、一つの情報についても多様な観点から分析したりすることもできるので、実態把握をする際には大変有効です。

ウ 保護者からの情報収集

学校生活だけではなく、家庭生活や地域生活についても理解しておくことが大切です。

例えば、保護者に、学校以外の活動している資源（塾やスイミングスクール、買い物）などを記入した家庭生活地図を書いてもらい、日常的に利用している社会資源や放課後や休日の過ごし方についても把握します。また、生育歴や現在及び将来に対する願いや思いも聞いておき、個別指導計画の中に生かしていきます。

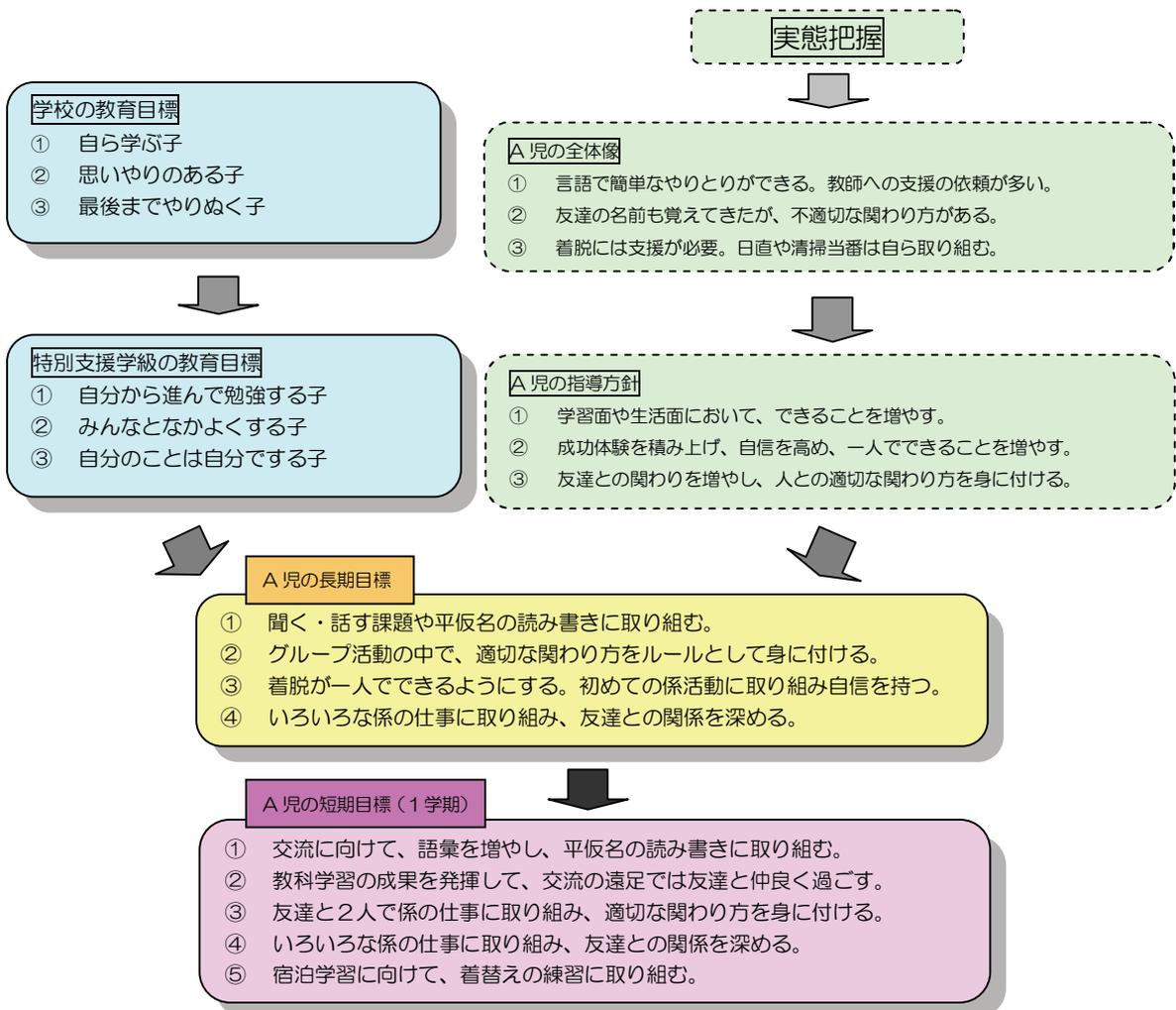
エ 関係機関からの情報収集（医療、言語、心理、福祉、教育機関など）

定期的に医療機関に通院している児童には、保護者の了解を得て通院に同行して医師と面談したり、学校生活の様子を書いたレポートを保護者を通して医師に読んでもらい、アドバイスをもらったりします。心理の専門家等も同様にして連携し、情報交換したり、専門的な助言をもらったりします。

オ 標準化された検査の結果の活用

遠城寺式乳幼児分析的発達検査、田中ビネー式知能検査や WISC-Ⅲ知能検査、K-ABC 心理・教育アセスメントバッテリー等の心理検査、S-M 社会生活能力検査、PEP-Ⅲ等の自閉症に配慮した検査の検査結果を活用し、客観性のあるアセスメントを行うようにします。

2 全体像の把握と指導方針、長期目標と短期目標の決定例



3 個別指導計画の作成例（学期用）

児童氏名	A 児		学年	2年	担任	〇〇
1 学期の目標						
① 交流や校外学習に向けて、語彙を増やし、平仮名の読み書きに取り組む。 ② 教科学習の成果を発揮して、交流の遠足では友達と仲良く過ごす。 ③ 友達と2人で係の仕事に取り組む、適切な関わり方を身に付ける。 ④ いろいろな係の仕事に取り組む、友達との関係を深める。 ⑤ 宿泊学習に向けて、着替えの練習に取り組む。						
	指導目標	○実 態	★指導の手だて	◇障害特性に応じた配慮事項	評 価	
国語	①平仮名の幾つかを読んだり、書いたりする。	○線や形を覚えることは時間と繰り返しの練習が必要。 ○一人で読める単語もある。絵は理解できる。 ○鉛筆では、筆圧が弱く線が細い。 ○簡単なやりとりができる。	★得意な線や形を活用できる文字から指導する。 ★覚えた文字は、かるたやしりとり、五十音表等で繰り返し学習し、定着を図る。	◇筆記用具は、ソフトペン等から導入する。 ◇「かえるのか」と絵と関連して覚えるように絵カードを活用する。動物も取り入れる。 ◇書き順も、「よこ、たて、ななめでびゅん…」等唱えて耳から覚えるように支援する。	手指の巧緻性	認知特性 (聴覚優位)
算数	①足し算の文章問題を解く。	○半具体物を使って答えが5までの計算ができる。 ○文字の習得はまだだが、話し言葉の理解ができる。	★キーワードをカード化する。 ★文章の内容を図で表す。 ★動物園の問題を作る。 ★最初は口答問題を中心に進める。	◇手を挙げて発表する等学習ルールを視覚的に示す。 ◇友達の発表を聞くことも課題にして取り組むようにする。	視覚的 てがかり	聴覚過敏
音楽	①鍵盤ハーモニカで合奏に参加する。	○大きな音が苦手。 ○繰り返しの練習は苦手。回数を伝えると何とかできる。	★得意な音階を中心に簡易メロディーを作成する。 ★音階ごとに色シールを貼る。	◇別室で他の教師と個別に練習する。 ◇練習回数を事前に示す。	見通し	
図画工作	①ちぎり絵で好きな動物を表現する。	○作業は5分位続けられる。 ○3cm四方位にちぎることができる。	★1時間の作業量が理解できるように示す。 ★2cm四方の紙の見本を示す。	◇休憩をとりながら作業を続けるように、授業プログラムを作成する。	注意の持続	
体育	①長縄跳びの両足跳びをする。	○来た縄を跳ぶことができる。 ○色のマークを見て行動できる。	★教師が向き合い両手を持って横向きで跳ぶ。 ★立つ位置と方向を視覚的に示す。	◇練習回数を示す。 ◇縄は児童のリズムで動かし、達成感を積み重ねる。		
生活単元学習	①2年生との交流学习で動物園の遠足に参加し、友達との触れあいを楽しむ。	○長い距離を歩くことができる。 ○動物には興味を示すが、まだ正確に名前を覚えていない。 ○待ち時間が苦手。 ○名前を覚えた友達が数名いる。	★好きな動物は、友達と一緒に見学できるように見学コースを計画する。 ★昼食や乗り物の中では、名前を知っている友達の近くに座席を用意する。	◇公衆トイレの手の乾燥機の音が苦手なので、他の人がいないときに使用する。 ◇待ち時間ができるだけ少ないようにグループの人数に配慮して編成する。	聴覚過敏	衝動性
日常生活の指導	①一人で上着の着脱をする。 ②一人で配り係の仕事を行う。	○一人で着脱しようとする。 ○衣服の前後が理解できない。 ○何人かの友達の名前を覚えた。 ○プリントは1枚ずつ配ることができる。	★胸にマークをつける。 ★上着を持つところにもマークをつける。 ★配布する順番のカードを用意する。	◇衣服の着脱時は、集中できるように仕切りを活用する。 ◇着脱の順序は絵入りのプログラムを示す。 ◇同じ順番で配れるように、始めに配る場所を固定する。	注意・集中	見通し

1 教室環境における基本的な考え方

自閉症の児童は、コミュニケーションの困難さがあるため、言葉による説明だけでは理解が難しい場合があります。そのため、目で見た情報を手掛かりにして行動する場面が多く見られます。児童の主体的な活動を増やしていくために、授業形態や指導内容に応じた教室環境の整備をしていくことが大切です。

「構造化」とは、場所・時間・活動などの内容や状況について、自閉症の児童が視覚的に分かりやすく理解できるようにするための指導の工夫のことです。東京都教育委員会が平成21年3月に発行した『自閉症の児童・生徒で編成した学級における指導の充実』において、構造化の内容として、次の3点が挙げられています。

(1) 物理的な構造化

活動する内容と場所を対応させていくことです。「どこで」「なにを」すればよいのかが分かり、取り組む課題に注目できるように、学習機の配置を工夫する、空間を切る、いろいろな情報を減らし必要なものだけ設置するなどにより教室環境を整えます。

【配慮事項】

- ・決まった場所で、決まった活動を行うようにしましょう。
- ・つい立等の遮蔽物の活用は、児童の実態に合わせて、柔軟に変化させましょう。

(2) 時間の構造化

学習する内容を視覚的に示していくことです。今の時間に、何をするのか、次に何をするのか、または1日、1週間という期間で何をするのかを視覚的に提示するなどの支援が大切です。

【配慮事項】

- ・繰り返して活動する、1日、1週間の内容について事前に決めておき、視覚的に提示できるようにしましょう。
- ・絵カードや写真カード等を活用し、児童の理解の程度に合わせた視覚的な提示を工夫しましょう。
- ・一人一人に応じた活動内容を示す、個別のスケジュールも視覚的に提示できるように工夫しましょう。

(3) 活動の構造化

活動する順番、作業の手順を分かりやすくすることです。これから取り組む課題は、どのような手順ややり方で行われるのか、どうなると終わりになるのかを、あらかじめ見通せるような仕組みになっていることが大切です。

【配慮事項】

- ・活動する順番、作業の手順及び作業の量を、絵カードや写真カードを使って視覚的に分かりやすくしましょう。
- ・作業手順を、左から右、上から下などルールを決めておきましょう。

また、学習を妨げるような刺激（視覚・聴覚・触覚等）を取り除くことも大切で、必要なものを注目しやすくする工夫が必要です。

2 校内組織上の役割

特別支援学級担任は、校内において、特別支援教育推進の中心的役割を担うことも多いと思います。通常の学級には、特別な教育的支援を必要としている自閉症の児童も在籍していることもあるので、その指導経験を生かし具体的で効果的な支援方法について助言していくことが大切です。例えば、教室環境の工夫・教材・指示の出し方・コミュニケーションの指導、などです。

また、個別の教育支援計画や個別指導計画の作成に当たっては、実際に作成し実践してきた経験を基に、その技法等を伝えていくことが求められます。さらに、保護者と関わる上での留意点等についても、自身の経験を踏まえて助言していくことができます。

さらに、特別支援学級担任が特別支援教育コーディネーターを担当している場合、特別支援教育の理解推進活動を積極的に行っていくことが求められます。通常の学級と特別支援学級との交流活動を促進し相互理解を図ったり、保護者会等で特別支援学級の紹介等をしたりしながら、特別支援学級設置校の良さを生かした学校運営に積極的に参画していくことが大切です。

3 学校及び学級における教職員間の連携

小学校学習指導要領第1章総則第4の2（7）において、「特別支援学級又は通級による指導については、教師間の連携に努め、効果的な指導を行うこと」と示されています。

学校全体においては、全教職員で協働しながら、特別支援学級に在籍する児童の支援を行っていく必要があります。具体的には、生活指導全体会や校内研修会等の場において、在籍児童の顔写真等を示しながら、自閉症の障害特性を含めた一人一人の行動特性について説明をし、理解してもらうことも有効です。また、交流及び共同学習等を通して、特別支援学級以外の先生方にも積極的に在籍児童に関わってもらえるよう、特別支援学級担任の主導による年間交流計画の作成及び実践が求められます。

特別支援学級の担任間の役割分担について再考し、複数担任による指導効果をさらに高めていく必要があります。また、特別支援学級には、時間講師・特別支援教育支援員・介助（護）員・学生ボランティアといった、様々なスタッフがいる場合があるため、学級主任を中心に連携を密に取り、協働体制で支援を行っていく必要があります。勤務時間がそれぞれ異なることから、打ち合わせ等の設定には制約がありますが、文書等で補い、指導上の共通理解を図っていくことが肝要です。特に、自閉症の児童に対する指導においては、指導の一貫性が、児童の混乱を回避するためには不可欠です。

4 保護者との連携

自閉症は、行動特性の理解が得られにくく、周囲の人は、どのように関わったらいいか苦慮する場合があります。保護者自身も、我が子に対してどのように接していったらいいか、日常的に悩んでいる様子がうかがえます。特別支援学級入級に至るまでの保護者の苦悩は計り知れず、まずその決断を評価し認めていく関わりが大切です。併せて、信頼関係の構築に努め、児童の課題に即した適切な支援を、保護者と協働して行っていく必要があります。

保護者との信頼関係を構築していくためには、児童に対する共通理解が不可欠です。保護者と協働し、個別の教育支援計画や個別指導計画を作成し実践していくことで、より長期的かつ包括的な支援を行っていけると考えられます。また、自閉症の児童は、学校での出来事を保護者に伝えることが苦手な面があるので、連絡帳に書いたり、必要に応じて電話連絡等をしたりして、学

校での様子を正確に保護者に伝えていくことが大切です。

5 学校間及び関係諸機関との連携

小学校学習指導要領第1章総則第4の2(7)において、「障害のある児童などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと」と述べられています。児童一人一人の教育ニーズに応じていくために、特別支援学級担任がコーディネートし、関係諸機関と積極的に連携を図っていく必要があります。連携を図るツールとして個別の教育支援計画を作成し、児童・保護者のニーズと関係諸機関の役割を整理することが有効です。個別の教育支援計画を作成し基本的な環境を整えた後についても、児童の実態に応じて修正を加えるなど、柔軟に対応していくことが必要です。